

平成29年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第40号 別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議第41号 別府市税条例等の一部改正について
- 議第42号 別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正について
- 議第43号 動産の取得について
- 議第44号 動産の取得について
- 議第45号 市長専決処分について
- 議第46号 市長専決処分について
- 議第47号 市長専決処分について
- 議第48号 市長専決処分について
- 議第49号 市長専決処分について

議第 39 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
スクールソーシャルワーカーの報酬の額を改定するため、条例を改正します。
- 2 議案の内容
別表に定めるスクールソーシャルワーカーの報酬の額を1時間以内につき、1,500円から2,500円に改定します。
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 教育委員会学校教育課

議第 40 号

別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部が改正され、失業等給付の給付内容等が変更され、併せて国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の失業者の退職手当について定めた部分に所要の改正が行われたことに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
失業者の退職手当を定める別府市職員の退職手当に関する条例第10条及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例第10条について、国家公務員退職手当法の改正と同様の改正をします。
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 総務部職員課

議第 41 号

別府市税条例等の一部改正について

- 1 趣旨
地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第

2号)による地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項目において「法」といいます。)の一部改正に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 法改正により控除対象配偶者の定義の変更がされたことに伴う規定の整備をします。(制定条例附則第5条関係)
- (2) 別府市税条例の一部を改正する条例(平成29年別府市条例第17号。議第46号参照)による別府市税条例附則第16条の改正に伴い、所要の規定の整備をします。(別府市税条例の一部を改正する条例(平成26年別府市条例14号)附則第5条関係)

3 施行期日 平成30年1月1日。一部は、平成31年10月1日

4 担当課 総務部市民税課

議第42号

別府市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部改正について

1 趣旨

介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号)により介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部が改正され、同令第140条の66に規定する主任介護支援専門員の定義が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員の定義を介護保険法施行規則第140条の66に規定する主任介護支援専門員とします。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 福祉保健部高齢者福祉課

議第43号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 取得動産 消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台
 - (2) 契約金額 23,112,000円
(うち消費税及び地方消費税の額1,712,000円)
 - (3) 契約の相手方 別府市亀川中央町9組
九州丸防設備株式会社別府支店
支店長 森 成 仁
- 3 担当課 消防本部庶務課

議第44号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 取得動産 水槽付消防ポンプ自動車（水I-A型） 1台
- (2) 契約金額 51,408,000円
(うち消費税及び地方消費税の額3,808,000円)
- (3) 契約の相手方 大分市住吉町二丁目6番34号
新日本消防設備株式会社
代表取締役 中 野 裕 之

3 担当課 消防本部庶務課

議第45号

市長専決処分について

1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 平成29年別府市条例第16号

別府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成29年3月31日

(3) 主な改正内容

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定がされたことに伴い、条例に定める消防団員等に扶養親族がある場合の損害補償に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定します。

現行		改正後	
扶養親族	加算額	扶養親族	加算額
(1)配偶者	433円	(1)配偶者	333円
(2)22歳までの子 又は孫	217円（配偶者が ない場合は、そのうち1 人については367円）	(2)22歳までの子	267円（配偶者が ない場合は、そのうち1 人については333円）
(3)60歳以上の父 母等		(3)22歳までの孫	
(4)22歳までの弟 妹		(4)60歳以上の父 母等	
(5)重度心身障害者		(5)22歳までの弟 妹	217円（配偶者及び22歳ま での子がない場 合は、そのうち 1人については 300円）
		(6)重度心身障害者	

(4) 施行期日 平成29年4月1日

3 担当課 消防本部庶務課

議第46号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成29年別府市条例第17号

別府市税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成29年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化します。(第33条関係)

イ 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定します。(第61条関係)

ウ 家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例として、課税標準となるべき価格に乗じる市町村の条例で定める割合を定めます。(第61条の2関係)

エ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長します。(附則第8条関係)

オ 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの等に対して課する固定資産税の課税標準の特例として、課税標準となるべき価格に乗じる市町村の条例で定める割合を定めます。(附則第10条の2関係)

カ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について定めます。(附則第10条の3関係)

キ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について適用期限を2年延長します。(附則第16条関係)

ク 軽自動車税の賦課徴収の特例について定めます。(附則第16条の2関係)

ケ 特定配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化します。(附則第16条の3関係)

コ 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長します。(附則第17条の2関係)

サ 特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化します。(附則第20条の2関係)

シ 条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化します。(附則第20条の3関係)

ス 附則第16条の改正に伴い、所要の規定の整備をします。(別府市税条例等の一部を改正する条例(平成28年別府市条例第28号)第2条関係)

(4) 施行期日 平成29年4月1日。一部は、公布の日及び都市緑化法等の一部を改正する法律の施行の日

3 担当課 総務部市民税課、資産税課

議第47号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成29年別府市条例第18号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成29年3月31日

(3) 主な改正内容

特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの等に対して課する都市計画税の課税標準の特例として、課税標準となるべき価格に乗じる市町村の条例で定める割合を定めます。(改正後の附則第4条、第5条関係)

(4) 施行期日 平成29年4月1日。一部は、都市緑化法等の一部を改正する法律の施行の日

3 担当課 総務部資産税課

議第48号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 平成29年別府市条例第19号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 平成29年3月31日

(3) 主な改正内容

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円（改正前26万5千円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円（改正前48万円）に引き上げます。（第25条関係）

(4) 施行期日 平成29年4月1日

3 担当課 生活環境部保険年金課

議第49号

市長専決処分について

1 趣旨

平成29年4月1日付けで機構改革を行い、総務部資産税課を設置したことに伴い、地方税法第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づく固定資産評価員の選任

別府市職員 大野 積 善

(2) 処分年月日 平成29年4月1日

3 担当課 総務部資産税課